

サバ州生物多様性に関する法律

節の構成

序文

節

1. 略称及び開始
2. 解釈

サバ州生物多様性評議会の設置

3. サバ州生物多様性評議会の設置
4. 任期及び再任する資格
5. 評議員の資格喪失
6. 会議の招集、定足数、採決、手続及び議事録
7. 評議会の会議の議長
8. 評議会の権限
9. サバ州生物多様性センター
10. 大臣の指示
11. 委員会及び顧問の任命
12. 権限、職務及び任務の委託
13. 個人責任からの保護

基金の設定

14. 生物多様性センター基金

原文タイトル: Sabah Biodiversity Enactment 2000

原文リンク:

<http://www.lawnet.sabah.gov.my/Lawnet/SabahLaws/StateLaws/viewdoc.aspx?document=SabahBiodiversityEnactment2000.pdf>

(最終アクセス日: 平成 30 年 2 月 20 日)

アクセスの申請

15. アクセスの許可証
16. アクセスの許可証の申請
17. アクセスの許可証の申請のための情報
18. 申請料金
19. 費用
20. アクセスの許可証の申請の評価
21. 意思決定の手続
22. 上訴
23. アクセスの許可証の承認に関する条件
24. アクセスの許可証の条件
25. 評議会による決定の見直し

訴訟、違反行為及び罰則

26. 違反行為
27. 生物多様性センターの展示物、データ又は資源の無許可の持出し
28. 生物資源の輸出に関する禁止事項
29. 立入り及び捜査の権限
30. 搜索の権限
31. 差押えの権限
32. 逮捕の権限
33. 妨害
34. 取締役等の責任

35. 訴追の開始

36. 違反行為の示談

雑則

37. 規則

サバ州

以下を裁可する、

Tun Datuk Seri Panglima Haji Sakaran Bin Dandai、

州知事

2000年12月29日

2000年第7号

サバ州生物多様性評議会及びサバ州生物多様性センターの設置、並びにこれに付随する目的に関する法律。

サバ州議会により以下の通り制定される。

序文

略称及び開始

1. 本法は、2000年サバ州生物多様性法と称することができ、大臣が官報での通知により指定できる日付に効力を生ずる。

解釈

2. 本法では、文脈上他の意味に解釈すべき場合を除き、

「アクセス」とは、生物資源又は関連する知識の探査、採集、商業利用、並びに研究及び開発に関する活動をいう。

「アクセスの許可証」とは、評議会により付与される、あらゆる取得者による生物資源のアクセスのための許可証をいう。

「関連する知識」とは、現実の又は潜在的な価値を有するあらゆる革新若しくは個人又は集団による慣行で、生物資源に関連するものをい

う。

「生物多様性」とは、生物学的な多様性を意味し、植物素材、陸上生態系、海洋及びその他の水界生態系、並びにこれらが一部をなす複合した生態系を含むあらゆる生育の場における生物の間の変異性、並びに種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性をいい、生物資源を含む。

「生物多様性センター」とは、第9節に基づき設定されるサバ州生物多様性センターをいう。

「生物資源」は、人類にとって現実の又は潜在的な価値を有する、植物、動物、微生物、又は生態系のその他の生物学的な構成要素に由来する遺伝資源又は素材を含む。

「バイオテクノロジー」とは、物又は方法を特定の用途のために作り出し又は改変するため、生物資源又はその派生物を利用するあらゆる応用技術をいう。

「取得者」とは、生物資源又は関連する知識のアクセスを求めるあらゆる個人、個人の集団、教育及び研究機関又は法人、及び文脈上これが必要な場合には、アクセスの許可証を認められた上記の者をいう。

「評議会」とは、第3節に基づき設定されるサバ州生物多様性評議会をいう。

「生息域外コレクション」は、植物標本庫、研究機関、大学、植物園、個人の所有するコレクション、及びその他の類似するあらゆる保全施設等、自然の生息地の外において収容、栽培、保存、保管される又は存在する生物資源を含む。

「政府」とは、サバ州政府をいう。

「先住民の社会又は地域社会」とは、知識及び伝統を共有し生物多様性の利用及び保全について共通の関心を持つ、解釈（先住民の定義）に関する条例第2節に基づき定義される先住民のあらゆるグループをいう。

「大臣」とは、天然資源に関する事項について一時的に責任を有する大臣をいう。

「施設」は、囲まれているかどうかに関わらず、あらゆる建物、物置、小屋、構造物、住宅、建物、車輛、船舶又は構造物を含む。

「執行職員」とは、大臣により任命される評議会の執行職員をいう。

サバ州生物多様性評議会の設置

サバ州生物多様性評議会の設置

3. (1) 本法の目的上、「サバ州生物多様性評議会」(以下、「評議会」という)と呼ばれる、以下の機能を有する団体を設置するものとする。

- (a) 州政府に対し、生物資源の保全及び持続可能な利用に関連する事項について一般的な勧告を行う。
- (b) 州内に存在する生物資源の管理の整備及び強化を促進する。
- (c) バイオテクノロジー及びバイオテクノロジーの応用に関する州の政策について検討、策定及び見直しを行う。
- (d) 生物資源及び生物多様性の保全研究及び持続可能な利用に関連する地域、州及び国の活動について調整する。
- (e) 生物資源及び生物多様性の保全研究及び持続可能な利用に関連する地域的及び国際的な活動の準備について調整する。
- (f) 評議会がその職務を遂行するうえで又はこれに関係して必要とみなすすべての活動を実施する。
- (g) 大臣が求めることのできる、本法の実施及び管理のためのその他のあらゆる任務を遂行する。

(2) 評議会は、以下の評議員により構成されるものとする。

- (a) 大臣が議長を務める。
- (b) 司法長官又は承認された代理人。
- (c) 天然資源担当大臣又は承認された代理人。
- (d) 森林担当局長又は承認された代理人。

- (e) サバ州立公園当局の局長又は承認された代理人。
- (f) 野生生物担当局長の局長又は承認された代理人。
- (g) 環境保全担当局長の局長又は承認された代理人。
- (h) 水資源担当局長の局長又は承認された代理人。
- (i) 大臣により任命される、生物多様性、保全及び管理について十分な経験及び知見を有する7名を上限とするその他の評議員。

(3) 大臣は、州の公共サービス当局の職員の中から評議会の執行職員を任命し、執行職員は評議会のあらゆる会議に出席する権限を有するが当該会議において投票を行う権限を持たないものとする。

(4) 大臣は、上記(2)(i)に基づき任命した各評議員について、当該評議員が何らかの理由により評議会の会議に出席できない場合に代理で出席する代理の評議員を各1名任命することができる。

(5) 評議会の会議に出席する代理の評議員は、すべての目的において評議会の評議員とみなされるものとする。

(6) 代理の評議員は、当該時点より前に辞任しない又は解任されない限り、代理を務める評議員が評議員でなくなった時点で代理の評議員でなくなるものとする。

任期及び再任する資格

4. 評議会の評議員に任命されたすべての者について、当該時点より前に辞任しない又は解任されない限り、3年を超えない期間をその任期とし、再任する資格を有するものとする。

評議員の資格喪失

5. (1) 以下の者は、評議員に任命される資格を失う、又は既に任命されている場合には評議員を務める資格を失うものとする。

- (a) 精神的又はその他の理由により職務の実行が不能となった

者。

- (b) あらゆる会社関連法の規定に基づき企業の取締役を務めることを禁じられている者。
- (c) 詐欺、不正又は不道德な行為に関わる違反行為について有罪判決を受けた者、又は
- (d) 破産者、又は債務者と取決めを行った者。

(2) 任命された評議会の評議員について、以下の場合、空席が生じたのみなされるものとする。

- (a) 評議員が死亡した場合。
- (b) 評議員が辞任した場合。
- (c) 大臣による許可なしに評議員が3回連続で評議会の会議に出席しなかった場合、又は
- (d) 上記(1)に基づき評議員の資格を失った場合、

本法の規定に基づき、当該評議員の残りの任期を務める後任の評議員を新たに任命する。

会議の招集、定足数、採決、手続及び議事録

6. (1) 評議会は、一年のうち少なくとも4ヶ月に一度会議を行い、加えて、議長による招集を受け会議を行うものとする。

(2) 評議会の会議における定足数は評議員10名とするものとする。

(3) 評議会による決定は、出席している評議員の多数決による採決によるものとする。

(4) 評議会が判断を下す問題について可否同数となった場合、議長又は議長が不在の場合には代理を務める評議員が持ち票に加えて決定票を投じるものとする。

(5) 本法に従い、評議会は独自の手順を決定するものとする。

(6) 評議会によるすべての手続について議事録を保管するものとする。

る。

(7) 大臣は、審議されている事項について助言を得る目的で、評議会の評議員以外の者を評議会の会議に招待する又は当該者の会議への出席を要請することができるが、当該者は出席する会議において投票する権限を持たない。

評議会の会議の議長

7. (1) 評議会議長は、評議会のすべての会議において議長を務めるものとする。

(2) 病気又はその他の理由により評議会議長が会議において議長を務めることができない場合、出席している評議員の間で議長を1名選出するものとする。

(3) 評議会のいかなる会議においても、評議会議長の不在時において会議の議長を務める者を選出するまで、いかなる議事も処理してはならない。

評議会の権限

8. 評議会は、本法に基づく任務及び職務を遂行するための以下の権限を有するものとする。

(1) 評議会の規定するアクセスの許可証を承認及び発給する。

(2) あらゆる生物多様性の州外への持出しを含む、州の生物資源のアクセスについて規制する。

(3) 生物多様性センターを運営する又は評議会に代わり当該センターを運営する者又は団体を任命する。

(4) あらゆる出処による寄付金、助成金、動産不動産の贈与品を受領する、又はあらゆる合法的な手段により資金調達を行う。

(5) 大臣が評議会に付与することのできるその他のあらゆる権限。

サバ州生物多様性センター

9. (1) 本法の目的上、「サバ州生物多様性センター」(以下、「センター」という)と呼ばれるセンターを設定し、評議会は以下の目的において当該センターを管理及び維持するものとする。

- (a) 政府及び政府が承認したその他の機関に対する、サバ州の生物多様性の状況、規模、分布、利用及び価値に関する正確な情報又はデータの提供。
- (b) 医薬、医療及びその他の特定の目的のための、サバ州の生物資源の利用に関連する科学的研究及び実験に関する政策及び指針の決定を含む、州の生物多様性の管理及び持続可能な利用。
- (c) 政府省庁又は連邦政府省庁を含む他の団体又は個人との提携若しくは共同又は当該団体若しくは個人との合弁事業による、州の生物資源の保全及び管理の改善及び強化のための活動の実施。
- (d) 生物多様性の系統的な調査及びそれに関連するデータの収集並びに分析のための計画策定。
- (e) 民族植物学、分類学及び伝統的利用を含む、生物多様性の保証、保全及び持続可能な利用を拡大するための、生物多様性に関する研究の優先順位の特定。
- (f) 州の生物多様性から生ずる天然及びバイオテクノロジーによる新しい製品の特定のプロモーション。
- (g) 生物多様性の利用、保全、保護及び持続可能な開発のためのプログラムの計画及び開始。
- (h) 州の生物資源の利用、栽培及び管理に関するすべての展示物、並びに公開されている及び書面による記録に関するデータベース制度の設定。
- (i) 知識を記録するシステムの構築を支援するため又は当該システムの一部となるための、高等教育機関、研究機関、図書館及び文書化施設における研究者のネットワークの設定。

- (j) 先住民の社会及び地域社会が常に及び恒久的に当該知識の正当な創造者、利用者及び管理者であるための、及び当該知識の利用から生ずる利益を社会全体が享受するための、生物資源を保護するための制度の設定又はこれを設定させること。
- (k) 州の生物多様性及び先住民の社会又は地域社会の伝統的な知識の管理、保護、保全、研究、利用を拡大する観点からの、州内外諸機関又は団体との関係の確立。
- (l) 評議会がその職務の遂行するうえで又はこれに関連して必要、利点がある、又は利便的とみなすすべての活動の実施、及び
- (m) 州の生物多様性に関する教育及び知識の一般的な普及。

(2) 大臣は、州の公共サービス当局の職員の中から、本法のしかるべき執行に必要なかつ適切な可能性がある数の職員を任命するものとする。

大臣の指示

10. (1) 大臣は評議会に対し、本法の規定に適合し、大臣が適切と考え、本法に基づく委員会の権限、任務及び職務の評議会による行使及び遂行に関する指示を与えることができ、評議会は当該の指示を実行するものとする。

(2) 評議会は大臣に対し、大臣の要求に応じ、財産及び活動に関する情報を随時提供するものとする。

委員会及び顧問の任命

11. (1) 評議会は、その裁量により、よりよい規制と管理を目的とした委員会だと認めたものについて、評議員又は評議員以外の人物の中から、評議員または評議員以外の人物で構成される1つ以上の委員会を任命することができる。

(2) 評議会は、生物資源について必要な経験、専門知識及び知見をもつ人物を評議会の顧問又は相談役として任命ことができ、評議会の職務又は任

務の遂行に関して助言を行う顧問会又は相談役会を設置することができる。

権限、職務及び任務の委託

12. (1) 評議会は、評議会が適切と考える条件又は制約に従い、第11節(1)に言及される委員会又は評議会議長又は職員に、本法により評議会に付与された権限、職務及び任務(本節で認められた委託権限を除く)を委託することができ、委託される当該の権限、職務又は任務は、評議会の名において及び評議会に代わり、当該委員会又は議長若しくは職員が行使又は遂行することができる。

ただし、本節のいかなる規定も、補助法令を制定する権限の委託を承認するものではない。

(2) 評議会は、本節に基づく権限、職務又は任務の委託にかかわらず、評議会に付与された権限の行使、又は本法に基づく任務又は職務の執行を継続することができる。

個人責任からの保護

13. 本法に従い又は本法を執行する際に若しくはこれを執行する意図により善意でなされた行為に関して、評議会の評議員に対する裁判、訴訟、訴追手続き又は法的手続きを起こしてはならない。

基金の設置

生物多様性センター基金

14. (1) 本法の適用上、「生物多様性センター基金」として知られる基金を設置するものとする。

(2) 基金は以下により構成されること。

(a) 州議会から適宜拠出される合計金額。

(b) 連邦政府からの助成金。

- (c) あらゆる法定団体、法人、関連人物又は個人により基金に払い込まれる寄付金及び拠出金、及び
- (d) 一般からの徴収分。

(3) 基金は、1957年財政手続に関する法律及びこれに基づき定められた補助法令に従い運営するものとする。

(4) 基金は、以下の目的において充当するものとする。

- (a) 評議会の運営費用又は評議会の運営に関連する費用の支払。
- (b) 生物多様性センターの運営、管理及び経営、及び
- (c) 本法の目的を執行するために必要なすべての費用の支払。

アクセスの申請

アクセスの許可証

15. (1) 生物資源のアクセスを得る意図を持つあらゆる取得者は、評議会に対し書面によりアクセスの許可証を申請するものとする。

(2) ただし、本節は、所属組織において規定される職務及び責任の一環として、及び当該組織の条例又は法律に規定されていて、第三者及び第三者との連携を伴わない生物資源へのアクセスを得る官吏には適用されないものとする。

(3) 本法の規定を妨げることなく、評議会は、申請に応じ、個人並びに学術及び研究機関について、純粋な学術目的及び非営利の研究の実施のためのアクセスの申請を免除することができる。

アクセスの許可証の申請

16. アクセスの許可証のための申請は、以下に存在する生物資源のアクセスに関連すること。

- (a) 州有地
- (b) 先住民の社会及び地域社会が地域に基づく又は慣習上の権利を行使するあらゆる保護区、先住民の慣習地又はその他

の場所、又は

- (c) 河川、支流、水路又は水源に覆われた区域、海洋公園、又は州の管轄する水域を含む、その他のあらゆる区域、これには州の維持する生息域外コレクションを含む。

アクセスの許可証の申請のための情報

17. アクセスの許可証の申請書は、以下の情報を含むこと。

- (a) 取得者の特定、及び当該者が契約を締結するための法的能力を有することを示す文書。
- (b) 以下を含む、提案されているアクセスに関する取得者の活動の詳細。
 - (i) アクセスが求められている生物資源、これには意図される用途を含む。
 - (ii) 求められているアクセスの目的、これにはアクセスに関する活動から生ずるあらゆる情報に基づく商業化の意図、及び当該商業利用の種類及び範囲を含む。
 - (iii) 適切な場合には、当該資源に関連する採集、研究及び開発、並びにその他の活動を地域の協力機関として共同で実施するマレーシア国内の機関名。
 - (iv) 適切な場合には、アクセスに関する取得者の活動について責任を負う後援組織となる国外の機関名。
 - (v) アクセスに関する活動が実行される又は資源が存在する正確な場所、これには該当する場合には第 16 節に指定される種別に準じた土地の状況、並びに、提案されている研究及び開発活動が実施される場所を含む。
 - (vi) アクセスに関する活動の実施について提案されている時期。
 - (vii) 資源の主な目的地及び想定されるその後の目的地。

- (viii) 経済的、技術的、科学的、環境的又は社会的等であるかに関わらず、州又は関係する社会に生ずる可能性のある利益、及び利益の配分のための提案される仕組み又は取り決め。
- (ix) あらゆる生物資源の説明、及び
- (x) 環境及び社会経済に対する影響評価、適当な場合には長期的な影響に関するものを含む。

申請料金

18. 申請書は、評議会の規定する額の申請料金と併せて評議会に提出すること。

費用

19. 取得者は、以下の費用及び支出を負担すること。
- (a) アクセスの許可証の申請にかかる費用及び支出。
 - (b) 評議会の課した条件を遵守するための費用及び支出。
 - (c) 本法の規定により課すことのできるその他の要件又は条件を満たす又は実行するための費用及び支出。

アクセスの許可証の申請の評価

20. 評議会は、とりわけ以下の事項を考慮し、アクセスの許可証のための申請書进行评估すること。

- (a) アクセスに関する活動による、生物資源の保全及び持続可能な利用への貢献。
- (b) アクセスに関する活動による生物多様性及び環境への影響、これには生物多様性のあらゆる構成要素及びその持続可能な利用に対するあらゆる悪影響、リスク及び危険を含む、及

び

- (c) アクセスに関する活動による、先住民の社会及び地域社会、並びに当該社会の生活様式及び生計への影響。

意思決定の手続

21. (1) 評議会は、申請書の評価を行ったうえで、取得者に対し、アクセスの許可証の申請に関する以下の決定を書面で通知すること。

- (a) 評議会が指定できる条件を付与して又は条件なしで申請を承認する、又は
- (b) 申請を拒否する。

(2) 評議会は、決定に先立ち評議会が必要とみなす追加の情報を求めることができる。

上訴

22. 評議会の決定により不当な扱いを受けたあらゆる者は、決定を受領した日付から3ヶ月以内に州内閣に対し上訴することかができる。

アクセスの許可証の承認に関する条件

23. (1) 評議会は、アクセスの許可証を承認する条件として、取得者に以下を求めるものとする。

- (a) 適当な場合には、関係する生物資源に関する採集、研究開発及びその他の活動を共同で実施する及び当該活動に参加する、マレーシア国内の機関又はサバ州を起源とする団体を、地域の協力機関として特定する、及び
- (b) 適当な場合には、アクセスに関する活動に関連する取得者の行為について責任を負う、後援組織となる国外の機関を特定する。

(2) 政府は、申請の承認に際し、適切とみなす条件を課す又は付随させることができる。

アクセスの許可証の条件

24. 評議会は、アクセスの許可証のための申請を許可するにあたり、規定の様式に則りアクセスの許可証を発給し、当該許可証は許可証において指定される条件又は評議会が規定することのできる条件に従うものとする。

評議会による決定の見直し

25. (1) 付与されたあらゆる許可は、付与時に課された条件の他に追加される条件、又は以下の場合におけるアクセスに関する活動の制限の対象となりうる。

- (a) 生物多様性の保全に悪影響を及ぼす場合、これにはアクセスに関する活動が絶滅のおそれのある種、固有性又は希少性に影響を及ぼす場合を含む。
- (b) 先住民の社会又は地域社会における生活の質又は文化的な価値観に悪影響を及ぼす場合。
- (c) 環境に対する望ましくない又は管理が難しい影響。
- (d) 生物資源の過度な又は無制御な採集の結果として遺伝子汚染、又は生態系又はその資源若しくはその構成要素の損失の危険性がある場合。
- (e) 人間、動物及び植物の健康に悪影響が及ぶ場合。
- (f) 資源の利用目的又は潜在的な利用目的が州の利益に反する場合。

(2) 評議会は、取得者が本法又は本法による規則のいずれかの規定に違反したことが明らかな場合、公共の利益がそのように求める場合には、同意を撤回し、アクセスの許可証及び生物資源の継続的な利用を終了させることができる。

(3) アクセスの許可証が取消された場合において、評議会は当該の取消しから生ずる損失、被害又は賠償の請求の対象とならない。

訴訟、違反行為及び罰則

違反行為

26. 何人も、

- (a) 本法の規定に違反し、アクセスの許可証なしにアクセスに関する活動に関わる、又は当該活動を実施する又は行う場合、
- (b) 本法の規定に基づき必要な情報を提供し損ねる又は意図的に提供しない場合、及び
- (c) 評議会の書面による承認なしに、何らかの生物資源を州外に持ち出す場合、

違反行為を犯すことになり、有罪判決を受けた場合、5万リングットを超えない罰金又は5年を超えない禁固刑、又はその両方に処せられる。

生物多様性センターの展示物、データ又は資源の無許可の持出し

27. 作為か不作為かに関わらず、生物多様性センターに保管、保存又は維持されているあらゆる生物資源、展示物、データ、素材又は情報を当該センターから持ち去る、持出す又は利用するいかなる者も、違反行為を犯すことになり、有罪判決を受けた場合、3万リングットの罰金又は3年を超えない禁固刑、又はその両方に処せられる。

生物資源の輸出に関する禁止事項

28. 譲渡地、保全区域、保護林、公園地区、保護区域、州の所有地、保護水域又は保全水域、野生生物区、河川、支流、水路、海洋公園又は州の管轄する水域から採取したいかなる生物資源についても、評議会の発給した許可証なしにこれを研究目的で輸出してはならない。

立入り及び捜査の権限

29. 執行職員、警察官若しくは税関職員又は執行職員により書面で承認された他の職員は、本法の規定が遵守されているかどうかを確認する観点から、令状なしに、州の生物資源のアクセスに関する活動が実施されている土地又は施設に立入ることができ、当該の土地若しくは施設又は活動について調査及び監察することができ、あらゆる者に対し、執行職員又は執行職員により書面で承認された他の職員が必要とみなしうる資料、書籍、記録、報告書又はその他の文書若しくは物品を提供するよう求めることができる。

ただし、本節に基づきすべての権限を行使すると称する、制服を着用していない者は、要請に応じ、権限を示す書面の提示を求める設備の所有者又は占有者に対し、当該の書面を提示するものとする。

捜索の権限

30. 第 29 節に基づき立入り又は監察を実行する執行職員、警察官若しくは税関職員又は権限を付与されたその他の職員は、必要とみなし、本節に基づく違反が行われていると信じるに足る理由があれば、令状なしに、助力を得て又は助力を得ずに、すべての土地又は施設に立入ることができ、当該の土地又は施設の管理若しくは運営又は利用に関わっていると思われる、又はその所有者又は占有者の従業員、使用人又は代理人であると合理的に確信できるあらゆる場所及び人物を捜査することができる。

差押えの権限

31. (1) 第 29 節に基づき、立入り及び監察の権限を行使する執行職員、警察官若しくは税関職員、又は権限を付与されたその他の職員は、州の生物資源に関して実施されているあらゆる採集、調査、研究又は実験に関連して利用又は使用されるあらゆる物品、道具、装置、文書、素材又はその他の品物について、これが違反行為に使用されている若しくは使用されていた、又は当該違反に関連する証拠を含むと確信するに足る合理的な理由がある場合、これを差押え、移動又は留置することができる。

(2) 上記(1)に基づく立入り、捜査、並びにあらゆる物品、道具、装置、文書、素材及びその他の品物の差押え、移動又は留置に関して、執行職員、警察官若しくは税関職員又は執行職員により書面で権限を付与されたその他のすべての職員は、いかなる請求や訴追も受けないものとする。

(3) 上記(1)に基づき差押えられた、移動又は留置されたあらゆる物品、道具、装置、文書、素材及びその他の品物は、執行職員により、競売又は裁判所が命じることのできるその他の処分方法により売却することができ、当該の売却による利益は、差押さえ、移動、留置及び売却に要した費用をまかなうために適用された後、正当な所有者に返却される。

逮捕の権限

32. (1) 執行職員、警察官若しくは税関職員又は第29節に基づき立入り又は監察の権限を付与されたその他の職員は、令状なしに、本法に基づくいかなる違反行為を犯す、犯す意図を持つ、又は幫助していると疑うに足る合理的な理由がある者、及び以下のあらゆる者を逮捕することができる。

- (a) 氏名及び住所を告げることを拒否する者、
- (b) 虚偽と信じるに足る合理的な理由のある氏名及び住所を告げる者、又はマレーシア国外の住所を告げる者、又は
- (c) 逃亡しようとする疑うに足る合理的な理由のある者。

(2) 当該の逮捕された者について、逮捕後はできる限り速やかに警察官の保護管理下に置き、法的な処置を行う。

妨害

33. 本法による又は本法に基づき付与された権限を合法的に行使する執行職員、警察官若しくは税関職員又は権限を付与されたその他の職員を妨害するいかなる者も、違反行為を犯すことになり、有罪判決を受けた場合、1万リングットの罰金又は1年を超えない禁固刑、又はその両方に処せられる。

取締役等の責任

34. 法人かどうかにかかわらず、団体の取締役、管理職、秘書若しくはその他の類似した職にある者又はかかる能力で行動すると称する者が、本法による違反行為を犯した場合、当該違反が当該者の同意又は黙認なしに犯されたこと、並びに当該者の能力における職務の性質及びあらゆる状況を考慮して、当該者が払うべき、当該違反が行われることを防止するための相当な注意が、当該者により払われていたことを証明しない限り、当該違反行為について有罪とみなされる。

訴追の開始

35. 刑事訴訟法第 377 節に基づき検察官により書面で承認されたあらゆる者は、本法又は本法の定める規則に基づく違反行為について訴追を開始することができる。

違反行為の示談

36. 執行職員又は書面により権限を付与された者は、当該者の裁量により、本法に基づく違反行為について、当該違反を行ったと疑うに足る合理的な理由のある者から、執行職員又は承認された者が決定できる、当該違反について規定されている罰金の半分を超えない金額を受領することで、示談することができる。

雑則

規則

37. 州知事は、評議会との協議のうえ、官報により公布する政令により、本法の規定を実施する目的において一般的な規則を定めることができ、特に、当該の規則は以下を規定することができる。

- (a) 評議会の評議員、又は第 11 節に基づき任命される顧問若しくは相談役に対する料金、謝金、手当及び給付金の支払。
- (b) 生物多様性センターの運営及び管理。

- (c) 州内に存在する生物資源、又は生物多様性センターにおいて保管、保存又は維持されている資源、データ、展示物、情報又は素材のアクセス及び利用に関する条件。
- (d) 本法に基づき発給されるアクセスの許可証に関する料金を含む、条件の規定。
- (e) アクセスの許可証に関する保証金の額についての規定。
- (f) 本法の規定に基づく評議会の権限の行使及び職務の遂行。
- (g) 実施されている違法な活動について関連情報を提供した個人又は団体に対する報奨金についての規定。
- (h) 生物多様性の保護及び強化のための天然資源の保護及び保全に必要な措置を実施する個人又は団体に対する優遇措置についての規定。
- (i) 示談可能な違反行為、示談を行える者、当該違反の示談において徴収する金額の上限、及び示談において遵守すべき手続及び様式についての規定。
- (j) 評議会があらゆる者に対し支払を求めることのできる、当該者による作為、不作為、怠慢、又は不履行により生物多様性に及ぼされた被害に対する補償金についての規定。
- (k) 生物資源又は関連する知識のアクセスに関する利益の配分形式及び方法についての規定。
- (l) 生物資源の輸出のための許可証に関する条件の規定、及び
- (m) 本法の規定を実施するうえで必要とみなされる可能性のあるその他の目的。

2000年11月2日(木)に州議会が可決した法案の謄本であることを認定する。

Datuk Francis T. N. Yap

議長代理

州議会